

# 広島県頑張る中小企業者月次支援金について

広島県では、緊急事態宣言措置又はまん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が30%以上減少した県内中小事業者に対して、「広島県頑張る中小企業者月次支援金」を給付し、県独自の幅広い支援を行います。

「広島県感染症拡大防止協力支援金（令和3年5月12日以降のもの）」「広島県大規模施設等協力金」の給付対象者は対象外です。

## ◆7月分については、制度の見直しが行われています。

- ① 国の月次支援金の対象外となったため、売上減少率30%以上について、一律の給付制度になりました。
- ② 酒類を提供する飲食店に対する時短等要請の対象が「広島県内全域」から「広島市、東広島市、廿日市市」の3市になったため、3市以外でのみ酒類を提供する飲食事業者が7月分の給付対象となりました。
- ③ 広島県大規模施設等協力金終了により、大規模施設事業者やテナント事業者も7月分の給付対象となりました。

【5月分】	申請受付期間	令和3年6月21日（月）～ <u>令和3年9月10日（金）</u> ※申請期間が延長されました。
【6月分】	申請受付期間	令和3年7月1日（木）～ <u>令和3年9月20日（月）</u> ※申請期間が延長されました。
<u>【7月分】</u>	<u>申請受付期間</u>	<u>令和3年8月1日（日）～令和3年9月30日（木）</u>

○詳細については、広島県の専用ホームページをご確認ください。

広島県頑張る中小事業者月次支援金について

※申請書は広島県の専用ホームページからダウンロードできます。オンライン申請可。

※5月分・6月分については、売上が50%以上減少している場合は、国の月次支援金の給付を受けていることが要件となります。

お問い合わせ：頑張る中小事業者月次支援金センター

〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル6階

コールセンター： TEL 082-248-6853

平日：9時30分～17時（土・日・祝は除く） MAIL. [hiroshima-getsuji1@bsec.jp](mailto:hiroshima-getsuji1@bsec.jp)

ご不明な点がございましたら、庄原商工会議所までお問い合わせください。

TEL：0824-72-2121